

厚生発 0623 第 1 号  
7 輸国第 1108 号  
令和 7 年 6 月 23 日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
厚生労働省各地方厚生局長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務局長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )  
農林水産省輸出・国際局長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー（以下「EU等」という。）向けに輸出する食肉については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）別紙EU-A1「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、手続規程について下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

EU等において通関される牛肉の由来する牛について、エストラジオール（エストラジオール安息香酸エステルを有効成分とする製剤）の使用歴を確認することとしたため、本文4「輸出要件」、別紙様式6-1、別紙様式7-1、別紙様式7-3及び別添4に所要の改正を行うとともに、別添7を新設した。